

★ 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第四号）（園芸産地推進課）

一 改正の要旨

施用上の注意等の表示義務がある普通肥料に、牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料を加えるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年三月十日